

阪神水道企業団議会規程第1号

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月17日

阪神水道企業団議会

議長 壬 生 潤

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(5)まで 省略</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の<u>免許情報記録の番号</u></p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(12)及び(13) 省略</p> | <p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(5)まで 省略</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(12)及び(13) 省略</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)第161条の2 第1項に規定する<u>被保険者番号等</u></p> <p>(15)から(17)まで 省略 (個人の権利利益を害するおそれが大 きいもの)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による 通知をする場合には、前項各号に定める 事態を知った後、当該事態の状況に応じ て速やかに、当該本人の権利利益を保護 するために必要な範囲において、<u>次に掲</u> <u>げる事項</u>を通知しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで 省略 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2から7まで 省略</p> <p>8 条例第17条第2項第1号キの議長が 定める個人情報ファイルは、次に掲げる 個人情報ファイルとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファ イルであって、専らその人事、給与若 <u>しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関す る事項<u>又は</u>これらに準ずる事項を記 録するもの(アに掲げる者の採用又は 選定のための試験に関する個人情報 ファイルを含む。) ア及びイ 省略</p> <p>(2) 条例第17条第2項第1号アに規定 する者及び前号ア又はイに掲げる者 を併せて記録する個人情報ファイル であって、専らその人事、議員報酬、 給与若しくは報酬若しくは福利厚生 に関する事項<u>又は</u>これらに準ずる事 項を記録するもの</p> <p>9 省略 (開示請求等における本人確認手続等)</p> <p>第9条 条例第19条第2項、第32条第2項</p> | <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)第161条の2第 1項に規定する<u>保険者番号及び被保険 者番号</u></p> <p>(15)から(17)まで 省略 (個人の権利利益を害するおそれが大き いもの)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による 通知をする場合には、前項各号に定める 事態を知った後、当該事態の状況に応じ て速やかに、当該本人の権利利益を保護 するために必要な範囲において、<u>次に定</u> <u>める事項</u>を通知しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで 省略 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2から7まで 省略</p> <p>8 条例第17条第2項第1号キの議長が定 める個人情報ファイルは、次に掲げる個 人情報ファイルとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファ イルであって、専らその人事、給与<u>又は</u> <u>報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>こ れらに準ずる事項を記録するもの(ア に掲げる者の採用又は選定のための試 験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>ア及びイ 省略</p> <p>(2) 条例第17条第2項第1号アに規定す る者及び前号ア又はイに掲げる者を併 せて記録する個人情報ファイルであつ て、専らその人事、議員報酬、給与<u>又</u> <u>は報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u> これらに準ずる事項を記録するもの</p> <p>9 省略 (開示請求等における本人確認手続等)</p> <p>第9条 条例第19条第2項、第32条第2項</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 省略</p> <p>2から5まで 省略</p> <p>（開示決定等の<u>際に通知すべき事項</u>）</p> <p>第10条 省略</p> | <p>又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 省略</p> <p>2から5まで 省略</p> <p>（開示決定等の<u>通知</u>）</p> <p>第10条 省略</p> |
| <p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> | |

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第5条第2項及び第8条第8項の改正規定並びに第10条の見出しの改正規定
公布の日
 - (2) 第3条第6号から第8号まで、第11号及び第14号並びに第9条第1項第1号並

びに附則第2項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年12月2日）

(3) 第3条第10号の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和7年3月24日）

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

（理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）の施行により、個人情報の保護に関する法律施行令の一部が改正されること等に伴い、所要の規定の整備と併せて改正を行おうとするものである。